

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部建設・不動産業課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年1月21日（火）～2月19日（水）
- 2 意見提出者数（意見の延件数） 1人（5件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

通番	ご意見の概要	県の考え方
1	許可申請から処分ができるまでに、日本国籍を取得（帰化）した場合は、処分時に身分証明書の提出が必要か。	日本国籍を取得されるタイミングにより、対応を検討する必要があると考えられるため、そのような情報がある場合は事前にお知らせいただきたいと思います。
2	許可申請から処分ができるまでに、日本国籍喪失の場合には、個人申請の場合、住民票の写し及び誓約書を追加提出する必要があるか。	通番1と同様の考え方となります。
3	許可申請から処分ができるまでに、日本国籍取得により、従前使用している通称名から氏名が変更になるような場合、申請書の差し替えが必要になるか。	通番1と同様の考え方となります。
4	役員（外国籍）の中に、本邦に住所・住居地を有していない者がいる場合、身分証明書は、「住民票の写し又はこれに代わる書面」については、国籍国や滞在国官憲から発行してもらうと理解でよい。また、同様の立場にある役員について、登記されていないことの証明書は不要と理解してよい。	役員が外国籍の者で国外に在住している者については、 ・パスポートの写し等 ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではない」「破産者ではない」ことを本人が誓約する書面 を提出することを想定しています。 その場合、登記されていないことの証明書は不要です。
5	「住民票の写し又はこれに代わる書面」にいう「これに代わる書面」については、どういうものが想定されているかについては、何らかの文書で説明・例示されているか。該当の書面は、他国官憲発行のそれが想定されていると思料するが、その点を含め、説明をする文書が作成されていないなら、作成の上、これを県の該当許認可について案内する箇所に示すようにしたほうが申請人にとって好ましいといえます。	「これに代わる書面」については、パスポートの写し等を想定しており、今後HPへの掲載を検討させていただきます。